

■県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

～環境再生提案・審査部会～

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会、環境再生提案・審査部会 運営要領

(目的)

- 第1 この要領は、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会設置要領第9に基づき、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会環境再生提案・審査部会(以下、「部会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

- 第2 部会の所掌事項は次のとおりとする。
- (1) 専門家等からの提案募集方法等に関する助言・検討
 - (2) 専門家等からの提案に関する審査
 - (3) その他必要な事項

(組織)

- 第3 部会の委員は、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会(以下、「協議会」という。)の会長が協議会の委員の中から指名する。

(部会長)

- 第4 部会に部会長を置く。
- 2 部会長は、委員の互選による。
 - 3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(任期)

- 第5 委員の任期は、平成21年7月30日までとする。

(会議)

- 第6 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。
- 2 協議会の会長は、部会に出席することができる。

(意見の聴取)

- 第7 部会長は、第2に定める所掌事項に関し、必要に応じて学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

- 第8 部会長は、部会における協議内容について、協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は平成20年5月24日から施行する。